

秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十四号

秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則

秋田県県税事務取扱規則（昭和三十九年秋田県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「吏員に同規則」を「職員に条例施行規則」に改め、同条第二項中「検税吏員の」を「当該徴税吏員の」に、「吏員に同規則」を「職員に条例施行規則」に改める。

第十九条中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十二条の二又は同法第十四条の規定により告発又は通告」を「地方税法（以下「法」という。）第二十二条の二十六、法第二十二条の二十八第一項から第三項まで又は法第二十二条の三十一前段の規定により告発、通告若しくは更正又は通知」に改める。

第二十三条第一項中「地方税法（以下「」及び「」という。）」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。